



青野木産業廃棄物処理施設事業に

関する変更協定書



青野木産業廃棄物処理施設事業に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と仙台環境開発株式会社（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、令和 28 年 10 月 20 日に締結した青野木産業廃棄物処理施設増設事業に関する協定書（以下「協定」という。）及び令和 4 年 5 月 31 日に締結した青野木産業廃棄物処理施設事業に関する変更協定書（以下「第 1 回変更協定」という。）のうち、事業計画を変更することについて、甲と乙の間で、協定第 8 条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第 3 条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 5 年 9 月 6 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号  
仙台市  
代表者 市長 郡和子



乙 仙台市青葉区二日町 2 番 27 号  
仙台環境開発株式会社  
代表取締役 櫻井 慶



